

令和 8 年度

国保税 ガイドブック



豊見城市国民健康保険課
電話：850-0142

もくじ

国保の制度をご存じですか	1
国保の適用	2
保険税の決め方	3
わが家の保険税はいくら？	5
保険税の軽減	7
申請による軽減と減免	9
納期・申告について	10
保険税を滞納していると	11
任意継続のこと（社保の知識）	12
保険税の納め方	13
こんなときは国保へ届け出を	裏表紙

国保の制度をご存じですか

● 国保ってどんな保険ですか？

私たちはいつ、どこで思いもよらない事故や病気にあうかもしれません。そんなときに経済的な負担が少しでも軽くすむように、普段からお金を出し合い、医療費に充てようという相互扶助を目的に生まれた制度が、国民健康保険です。

● 国保に加入すべき人は？

職場の健康保険や船員保険に加入している人、後期高齢者医療制度で医療を受けている人、生活保護を受けている人以外のすべての人が対象者です。

● 必ず加入しなければなりませんか？

日本では、すべての人がいずれかの医療保険に加入することが義務づけられています。（国民健康保険法第5条）

職場などの健康保険を喪失した場合は、ただちに国民健康保険の資格を有することになります。これを強制加入といいます。

● どこが運営しているの？

平成30年度から国民健康保険制度を維持し安定的に運営するため、沖縄県と市町村の共同運営に変わりました。財政運営の仕組みは変わりますが、加入者の皆様の窓口は、これまでと変わらず市町村となります。

● 医療費と保険税の関係は？

医療費は、加入者の納める保険税や国などの補助でまかなわれており、保険税は国保を支える大事な財源となっています。

国民健康保険の加入者は必要に応じた医療を保険で受ける権利を有すると同時に、保険税を納める義務を負うことになります。

国保の適用

● 国保の適用について

国保の適用は、豊見城市に転入した日、他の健康保険を喪失した日から発生します。

国保の適用終了は豊見城市から転出した日、他の健康保険に加入した日の翌日となります。

年度途中で国保に加入した場合

加入した月の分から保険税を納めます。

たとえば 10月に国保に加入した人の場合

国保に加入

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

年間保険税の12分の6を納めます。

年度途中で国保をやめた場合

やめた月の前月分まで保険税を納めます。

たとえば 11月に国保をやめた人の場合

国保を脱退

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

年間保険税の12分の7を納めます。

● 届け出た日からではありません

国民健康保険は強制加入ですので、他の健康保険などの資格を喪失した日から資格が発生します。届け出た日からではありません。

現在の医療保険制度は、国民のすべてが何らかの健康保険に加入しなければならないことになっています。これを《国民皆保険制度》といいます。

資格が空白になるようなことはなく、一つの資格を喪失するとその日から新たな資格が発生することになります。

● ご自身で届け出が必要です

職場の健康保険制度などでは、健康保険に加入したり、喪失した場合でも、職場などから市役所への連絡はありません。関係届の手続きは被保険者本人が行わなければなりません。届け出によってはじめて資格が確認されます。

健康保険の異動があった場合は、14日以内に届け出てください。

● 保険税は適用の月数で計算されます（月割課税）

保険税は、加入の届け出をした月からではなく、国保の適用を開始した月から課税されます。

届け出が遅れた場合は、遅れた分までさかのぼって納めていただくことになります（遡及賦課）。また、国保の適用を終了した月の前月分まで納めることとなります。

例 8月に会社をやめて、11月に届けを出した場合

8月分から納めるんだね



職場の健康保険

会社をやめた（国保適用発生）

7月	8月	9月	10月	11月	12月

国保

国保加入の届け出をした

7月	8月	9月	10月	11月	12月

保険税は8月分までさかのぼって納めます。

保険税の決め方

基準総所得金額 = 各世帯員の総所得金額 - 43万円（基礎控除）

	所得割		均等割		18歳以上被保険者均等割		平等割	
	前年の所得に 応じて計算		加入者数に 応じて計算		加入者数に 応じて計算		1世帯につき 加算	
医療分	加入者全員の 基準総所得額 ×8.44%	+	加入者の人数 ×25,800円		—	+	1世帯につき 23,200円	= 医療分計
支援分	加入者全員の 基準総所得額 ×2.61%	+	加入者の人数 ×9,300円		—	+	1世帯につき 5,400円	= 支援分計
介護分 (40～64歳で国保に 加入している方)	40～64歳の方の 基準総所得額 ×2.10%	+	40～64歳の方の人数 ×9,900円		—	+	1世帯につき 3,700円	= 介護分計
子ども 子育て 支援分	加入者全員の 基準総所得額 ×0.27%	+	加入者の人数 ×1,178円	+	加入者の人数 ×157円	+	1世帯につき 801円	= 子ども 子育て 支援分計

※子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして、令和8年度より従来の国保税に加え、子ども・子育て支援分が加算されます。

※子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして、令和8年度

より従来の国保税に加え、子ども・子育て支援分が加算されます。

※医療分・支援分・介護分・子ども子育て支援分の合計が保険税となります。

* 令和8年度国民健康保険税の賦課限度額 *

保険税は以下の金額を超えることはありません。

医療分	67万円	} 最大合計 113万円
支援分	26万円	
介護分	17万円	
子ども子育て支援分	3万円	

※介護分を除く場合は96万円

上表の計算で保険税額が限度額を超えたときは、限度額が1年間の保険税となります。

国保加入者の後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置 **平**

世帯の中で後期高齢者医療制度に移行する人がいることにより、国保被保険者が一人の世帯となる【**特定世帯**】は、最長で5年間、保険税の平等割額が1/2軽減されます。また、5年を経過し、世帯の状況が継続している【**特定継続世帯**】は、最長で3年間、保険税の平等割額が1/4軽減されます。

わが家の保険税はいくら？

夫／世帯主（51歳）……給与収入額350万円（給与所得額237万円）
 妻（49歳）……パート収入120万円（所得55万円）
 祖父（73歳）……年金収入200万円（雑所得90万円）
 子（15歳）……収入なし

医療分

所得割額
 夫：(237万円－43万円) × 8.44% = 163,736円
 妻：(55万円－43万円) × 8.44% = 10,128円
 祖父：(90万円－43万円) × 8.44% = 39,668円
 子：所得割額なし
 } 213,532円 ①

均等割額
 夫：25,800円
 妻：25,800円
 祖父：25,800円
 子：25,800円
 } 103,200円 ②

平等割額
 1世帯につき 23,200円 ③
 ① + ② + ③ 計 339,932円
 百円未満切り捨てのため、339,900円になります。

支援分

所得割額
 夫：(237万円－43万円) × 2.61% = 50,634円
 妻：(55万円－43万円) × 2.61% = 3,132円
 祖父：(90万円－43万円) × 2.61% = 12,267円
 子：所得割額なし
 } 66,033円 ④

均等割額
 夫：9,300円
 妻：9,300円
 祖父：9,300円
 子：9,300円
 } 37,200円 ⑤

平等割額
 1世帯につき 5,400円 ⑥
 ④ + ⑤ + ⑥ 計 108,633円
 百円未満切り捨てのため、108,600円になります。

年度途中で75歳に達する方の保険税額について

今年度中に75歳の誕生日を迎える方は、その誕生日の日から後期高齢者医療制度へ移行することから、国保資格を喪失します。

そのため、通知される保険税額につきましては、あらかじめ75歳に到達した月以降分を計算に含めておりません。

介護分（40～64歳の国保加入者が対象）

所得割額
 夫：(237万円－43万円) × 2.10% = 40,740円
 妻：(55万円－43万円) × 2.10% = 2,520円
 祖父：なし
 子：なし
 } 43,260円 ⑦

均等割額
 夫：9,900円
 妻：9,900円
 祖父：なし
 子：なし
 } 19,800円 ⑧

平等割額
 1世帯につき 3,700円 ⑨
 ⑦ + ⑧ + ⑨ 計 66,760円
 百円未満切り捨てのため、66,700円になります。

子ども子育て支援分

所得割額
 夫：(237万円－43万円) × 0.27% = 5,238円
 妻：(55万円－43万円) × 0.27% = 324円
 祖父：(90万円－43万円) × 0.27% = 1,269円
 子：なし
 } 6,831円 ⑩

均等割額
 夫：1,178円
 妻：1,178円
 祖父：1,178円
 子：なし
 } 3,534円 ⑪
 18歳以上被保険者均等割額
 夫：157円
 妻：157円
 祖父：157円
 子：なし
 } 471円 ⑫

平等割額
 1世帯につき 801円 ⑬
 ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ 計 11,637円
 百円未満切り捨てのため、11,600円になります。

医療分と支援分と介護分と子ども子育て支援分の合計が保険税となります。

医療分 339,900円 + 支援分 108,600円 +

介護分 66,700円 + 子ども子育て支援分 11,600円

= 年税額 526,800円

保険税の軽減

均 平

- 世帯の総所得額が一定以下の場合、「均等割」・「平等割」の軽減を受けることができます。
- 世帯主及び世帯の国保加入者は、所得の有無に限らず所得申告が必要です。
- 未申告の方がいる世帯は、世帯の所得が把握できず軽減判定ができませんので、毎年の所得申告をお願いします。
- 毎年4月1日(4月2日以降に加入された場合は資格取得日)時点の世帯構成に基づき、軽減判定を行います。

軽減早見表に使用している用語の説明

※1「給与所得者等」とは一定の給与や公的年金等の支給を受ける方を指します。

- ・ 給与所得者・・・給与収入が65万円を超える方
- ・ 公的年金所得者
 - ①65歳未満：公的年金収入が60万円を超える方
 - ②65歳以上：公的年金収入が125万円を超える方

※2「加入者数」には、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者へ移行した方も含みます。

擬制世帯主の所得を含めて軽減判定します

国保では世帯主(生計維持者)が「納税義務者」となりますので、その世帯主が国保以外の医療保険に加入している場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば、その方の保険税は、納税義務者である世帯主が納めなければなりません。

この場合の保険税には、擬制世帯主の所得分は含まれません。

※ただし軽減判定においては擬制世帯主の所得を含めて判定します。

★軽減判定時の控除

軽減を判定する場合の所得と保険税を算出する場合の所得が以下の点において異なります。

- 保険税算出時には所得から控除するが軽減判定時には控除しないもの
 - ・ 譲渡所得に係る特別控除
 - ・ 事業専従者控除
- 保険税算出時には所得から控除しないが軽減判定時には控除するもの
 - ・ 公的年金特別控除

※65歳以上の年金所得者のみ(年金所得に対し最高15万円)

未就学児均等割の軽減

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、未就学児(小学校入学前のこども)の均等割保険税について、5割が減額されます。

※一律で減額されるため申請をしていただく必要はありません。

NEW!

子ども・子育て支援分の軽減

18歳未満被保険者からは徴収しません。

※18歳未満とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者

■軽減早見表(均等割・平等割)

給与所得者等の数※1	加入者数※2	7割軽減	5割軽減	2割軽減
0～1人	1人	43万円	74万円	100万円
	2人		105万円	157万円
	3人		136万円	214万円
	4人		167万円	271万円
	5人		198万円	328万円
2人	1人	53万円	84万円	110万円
	2人		115万円	167万円
	3人		146万円	224万円
	4人		177万円	281万円
	5人		208万円	338万円
3人	2人	63万円	125万円	177万円
	3人		156万円	234万円
	4人		187万円	291万円
	5人		218万円	348万円
4人	3人	73万円	166万円	244万円
	4人		197万円	301万円
	5人		228万円	358万円
5人	4人	83万円	207万円	311万円
	5人		238万円	368万円

申請による軽減と減免

失業された方の軽減について

所 均 平

解雇や雇い止め等で職を失った65歳未満の方について、国民健康保険税の軽減措置が受けられる場合があります。

【対象者】

- ・離職時点で65歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知をお持ちの方で、その離職理由コードが下記に該当する方

◆離職理由コード・11・12・21・22・23・31・32・33・34

【軽減内容】

- ・離職日の翌日の属する月から、翌年度末までの間、前年の給与所得を30 / 100として算定します。

【必要書類】

- ・雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知

※特例受給資格者圏、高齢受給資格者圏の方は対象となりません。

産前産後期間にかかる所得割と均等割の免除制度について

所 均

国民健康保険税について、届出により、産前産後期間相当分の所得割と均等割が減額されます。詳細は、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

減免制度

下記の条件に該当する場合は、審査により該当年度の国民健康保険税の一部、もしくは全額免除される場合があります。詳細や申請期限につきましては、国民健康保険課までお問い合わせ下さい。

- 災害にあった場合
住んでいる家が、天災・災害等にあった等
- 所得が減少した場合
失業などの理由により前年に比べ所得が大幅に減少した世帯等
- 給付制限を受けた場合
刑務所などに収容され、給付を受けられない期間があった等
- 旧被扶養者に該当する場合
被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、扶養されていた65歳以上の方が国保へ加入した場合
- 生活保護の適用を受けた場合
- 債務返済のために居住用財産を譲渡した場合
- その他上記の基準に準ずるもの

納期・申告について

保険税は世帯主が納めます

国保では、世帯主が国保に加入してなくても世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、世帯主が「納付の義務者」となります（擬制世帯主）。そのため、納税通知書は世帯主に送られます。

ただし、この場合の保険税には、世帯主の分は含まれません。

（地方税法第703条の4及び豊見城市国民健康保険税条例第1条）

国保税の納期は7月からスタートします

本市の納期は9期（7月～3月）となっています。

納期限は、毎月25日（休日の場合は、翌営業日）です。

未申告の世帯は？

●軽減制度が適用されません

保険税の減額は、申告された所得額に基づいて行われるため、未申告の場合は軽減制度が適用されません。

また、所得が少ない世帯でも、世帯の中に未申告者がいる場合、世帯の所得把握ができないため、高額療養費の負担限度額が最高額となってしまう。

●暫定課税となります

国民健康保険税は、「所得割」「均等割」「18歳以上被保険者均等割」「平等割」を合計して決定します。

世帯の中に未申告者がいる場合は、暫定的に「均等割」「平等割」「18歳以上被保険者均等割」の合計のみ課税し納税通知を送付します。申告後、所得が確認できた時点で改めて税額を計算し、後日、税額変更通知を送付します。

●申告が遅れると…

ある一定程度の所得があり、「所得割」課税が発生した場合は、その分を追加で納めていただくことになります。

転入した人の保険税はあとで追加されることがあります

転入して国保に加入した人については保険税の算定の基礎である前年の所得金額が不明なため、前住所地に問い合わせます。その後、所得金額が判明したあとで保険税が変更（増額・減額）になることがあります。

保険税を滞納していると…

● 保険税を滞納していると…

災害や事業の倒産など特別な事情のある場合を除いて、保険税を滞納している世帯には、次のような措置をとることがあります。

① 督促状等の送付

納期限までに保険税を納めない方には、督促状や催告書等を送付します。お支払いになった保険税が確認できるまでに約2週間程度かかります。行き違いで督促状や催告書が送付されていることがありますので、ご了承ください。

② 延滞金の加算

納期限までに保険税を納めない場合、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞金が加算されます。

③ 資格確認書の返還

特別な事情がなく、保険税を1年以上滞納していると、資格確認書をお返しいただき、代わりに「特別療養費の支給対象者向けの資格確認書」を交付する場合があります。その場合、医療機関での医療費等はいったん全額自己負担となり、滞納分を全額納付後、申請により国保負担分が払い戻されます。

④ 滞納処分

財産の差押え処分を行う場合があります。納付が難しくなったら、お早めにご相談ください。

任意継続のこと(社保の知識)

● 会社を退職すると、健康保険はどうなるの？

会社を辞めると、国民健康保険に加入することになりますが、それ以外にも次の選択肢があります。

① 職場の健康保険を任意継続する

② 家族の方の職場の健康保険の扶養家族になる

①は、退職日までに継続して2ヶ月以上ある場合、引き続き2年間はこれまでの職場の健康保険に個人で任意継続することができます。ただし、任意継続の場合、会社が負担していた分まで本人が支払うことになるので、負担額は増えますが、国民健康保険税に比べると安くなる場合があります。

任意継続は、退職した日の翌日から**20日以内**に、職場の健康保険組合に申請することになります。なお、国保に加入した場合、国保税がいくらになるかについては、3ページの保険税の決め方でご自分で試算なさるか、国民健康保険課賦課班までお問い合わせ下さい。

任意継続にあたっては、1年目、2年目ともに税額を試算した上で、任意継続又は国保加入を選択することをおすすめします。

②の場合は、新たな保険料の負担はありませんが、雇用保険の失業給付を受ける場合や別に相当の収入がある場合は扶養家族認定は受けられません。詳しくは年金事務所か職場の健康保険組合へお問い合わせ下さい。

任意継続がいいか、国民健康保険がいいかは、加入者の勤務当時の給与額や勤務していた期間、扶養家族の人数等によって異なりますので、退職の時点で職場及び国民健康保険課賦課班までご相談下さい。なお、国保加入の場合は職場の健康保険の資格喪失日から**14日以内**に手続きをしなければなりません。

保険税の納め方

● 特別徴収の方

65歳～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ 国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、支給される年金から保険税（2ヶ月分に相当する額）を差し引いて納めていただくこと（特別徴収）になります。

年金から徴収される方

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません
- ② 世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

- ★ 65歳未満の国保の被保険者がいる場合 → 該当しません
- ★ 65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合 → 該当します

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

- ★ 75歳以上の方が世帯主となっている場合 → 該当しません
 - ★ 75歳以上の方が世帯主となっていない場合 → 該当します
- ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※特別徴収による納付ではなく、口座振替による納付をご希望の場合は、国民健康保険課賦課班までお問い合わせ下さい。

年金から保険税が徴収される方に届けられる通知書

● 国民健康保険税仮徴収納税通知書

● 年金振込通知書

年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）の中に、年金から徴収される国民健康保険の税額が記載されています。

● 納税通知書（納付書）でお支払いされる方は

今回お届けしている納付書にて、納付書裏面に記載されている金融機関・コンビニエンスストア又はQRコード等をスマホ決済アプリで読み取り、月々の納期限内に納めてください。

● 口座振替を利用される方

口座振替を利用する場合、申し込みをしたい金融機関窓口または、国民健康保険課窓口での手続きが必要となります。

● 金融機関窓口手続き

- ① 預金通帳
- ② 預金通帳届出の印かん
- ③ 国民健康保険税納税通知書

● 国民健康保険課窓口手続き

- ① 来庁されるご本人のキャッシュカード
- ② 身分証明書
- ③ 国民健康保険税納税通知書

● 申し込み金融機関

- ・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行
- ・沖縄県農業協同組合 ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県内のゆうちょ銀行、郵便局 ・コザ信用金庫

※納税通知書（納付書）の16ページに国民健康保険税口座振替払申込書が添付されていますので、ぜひご利用下さい。

※ゆうちょ銀行、郵便局では備え付けの指定の様式でお手続きください。

● 納税証明書について

納付に関する証明書（完納・納付証明書等）を取得される場合は領収書の確認が必要となるので金融機関窓口やコンビニエンスストアでの納付をお願いします。

※アプリ決済後の支払い履歴等の画面提示による証明書の発行はできません。

● 納期毎支払いが厳しく、困難な方は

災害等により財産を損失したり、事業に著しい影響を受けたときなど、納付が困難となった際には一時的に納付額について分割または支払の猶予を受けることができる場合があります。納付が困難と見込まれる際にはお早めに国民健康保険課までご相談ください。



こんなときは国保へ届出を

～ 必ず14日以内に届け出ましょう ～

こんなとき		届け出に必要なもの	
加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	身分証	
	職場の健康保険等をやめたとき	やめた保険の喪失証明書	
	こどもが生まれたとき	親子（母子）健康手帳、資格確認書または資格情報のお知らせ	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート	
やめるとき	他の市町村へ転出するとき	国民健康保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」	身分証
	職場の健康保険に加入したとき		加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ（加入者全員分）
	生活保護を受けることになったとき		保護開始決定通知書
	死亡したとき		喪主が分かる書類、喪主名義の通帳
	外国籍の人がやめるとき		在留カード
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき		身分証
	修学のため、こどもが他の市町村に住むことになったとき		住民票、在学証明書・学生証、マイナンバーのわかる書類
	住所地特例の施設へ入所したとき		住民票、入所証明書
	資格確認書を紛失したり、汚れて使えなくなったとき	身分証、使えなくなった資格確認書	

※上記の届出は、世帯主の義務です。

※別世帯の方が届け出る場合は、原則として委任状が必要です。